

経済学史学会「終身会員」申請書

経済学史学会幹事会 御中

経済学史学会会則第5条3の規程により終身会員の申請をいたします。

申請日（西暦）	年 月 日
申請者名	ふりがな
生年月日（西暦）	年 月 日（ 歳）
入会時期（西暦）	年 月頃
会員年数合計	年
現住所	〒 電 話： Email：
※事務局確認欄（記入し ないでください）	

※参考（経済学史学会会則第5条3および終身会員規程内規）

会則第5条3：終身会員の年会費は徴収しない。終身会員となるには、幹事会の定める細則にもとづいて申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

終身会員規程：1. 会則第5条3の終身会員の資格は、当該年度において65歳以上の非定職者の会員で本学会在籍年数が10年をこえる者とする。ただし、在籍年数が10年に満たない者であっても、65歳以上の会員は当該年度より5年間の年会費を一括して支払うことによって、また、在籍年数が5年をこえる70歳以上の会員は当該年度の会費を支払うことによって、終身会員となることができる。

2. 終身会員となるには、別に定める「終身会員申請書」を幹事会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、申請時にその年度までの年会費の未納がある場合は申請を受けつけない。

3. 終身会員は、幹事・監事の任期開始時において68歳以上のとき、幹事・監事の選挙人となることはできない。

4. 終身会員は、会則第12条の委員および地方部会の幹事等になることができる。